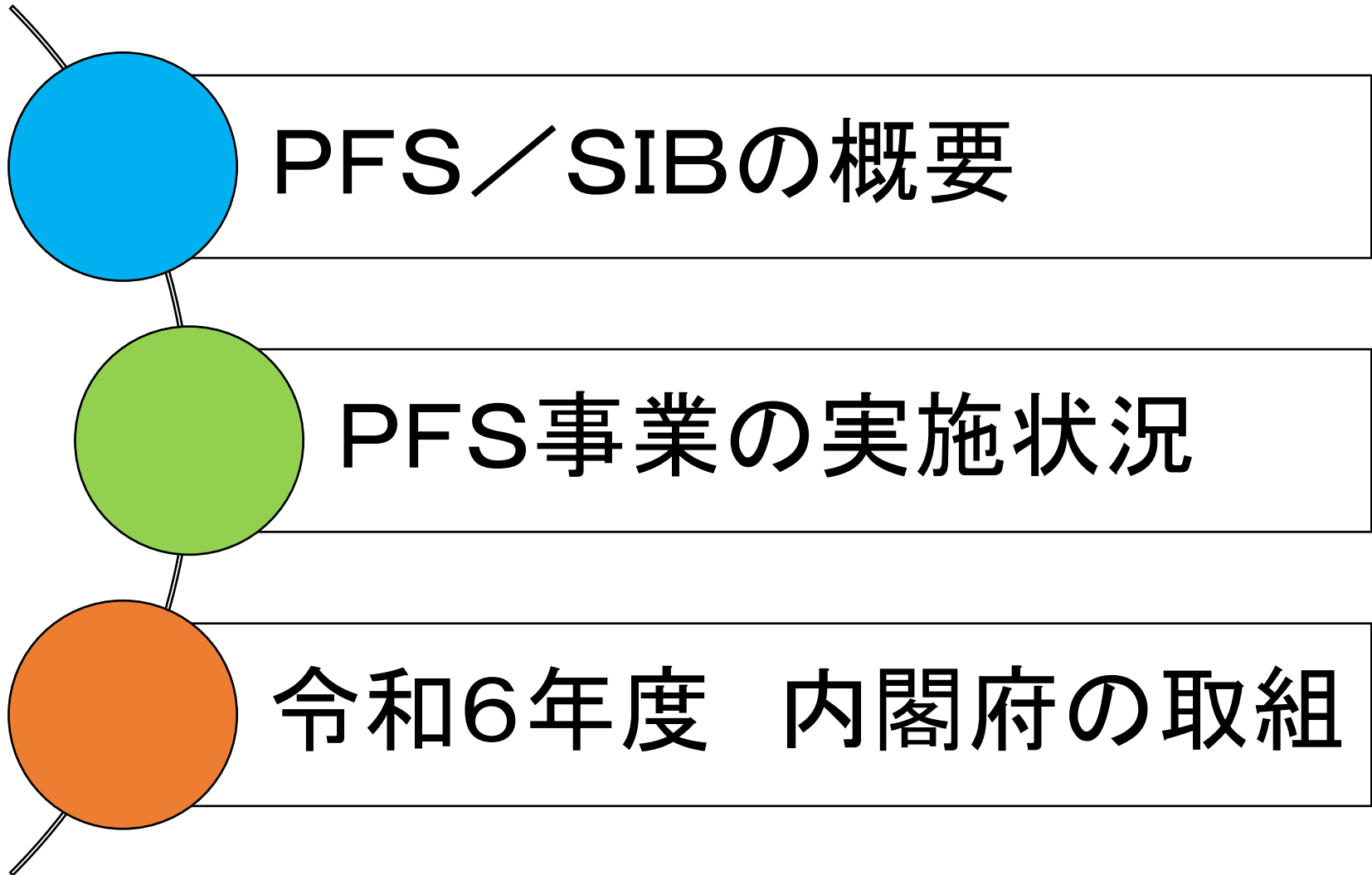


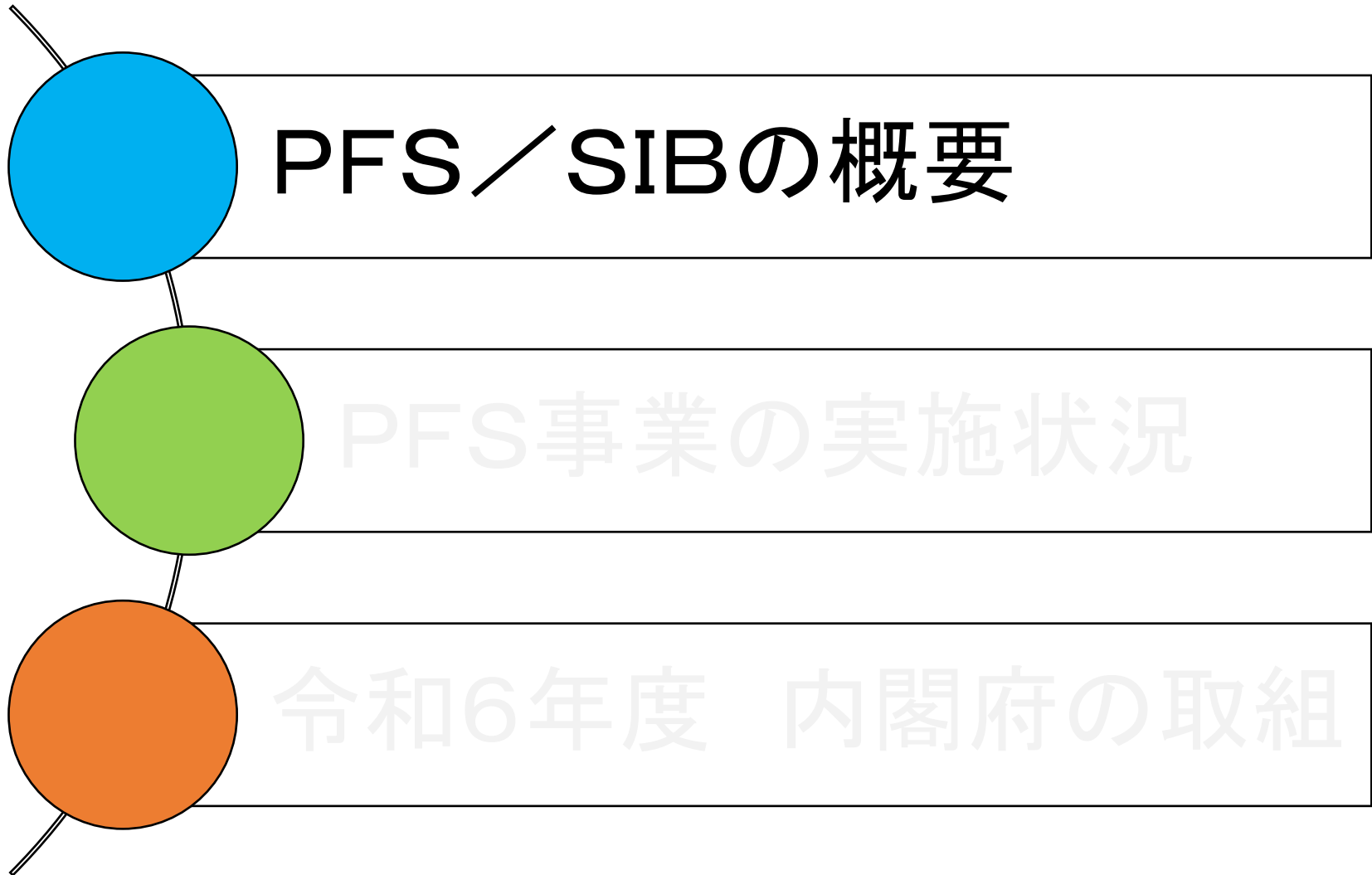
成果連動型民間委託契約方式(PFS)による事業について

令和6年8月9日



内閣府 成果連動型事業推進室



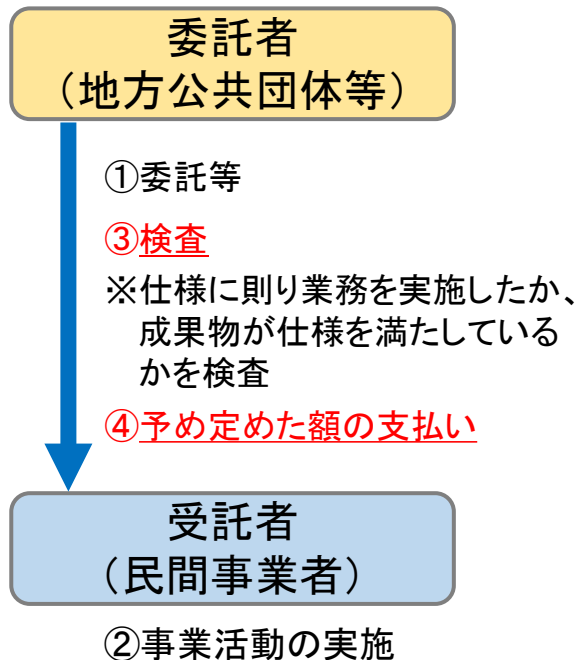


成果連動型民間委託契約方式(PFS: Pay For Success)の概要

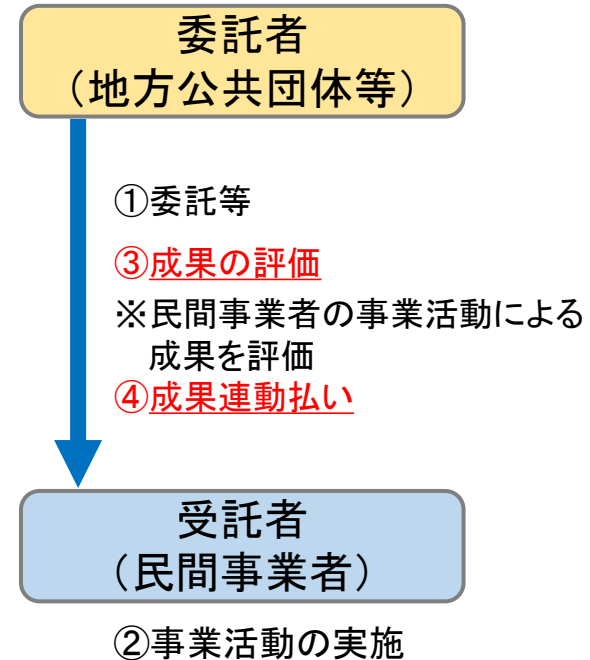


- 成果連動型民間委託契約方式(PFS)は、社会課題の解決に対応した成果指標を設定し、成果指標値の改善状況に連動して委託費等を支払う官民連携の手法
- 民間の創意工夫を最大限引き出すことにより、従来型委託方式に比べて、社会課題が効果的に解決されることが期待される
- PFSの定義
 - ① 国又は地方公共団体等が、民間事業者に委託等する事業
 - ② 解決すべき行政課題に対応した成果指標を設定
 - ③ 支払額を当該成果指標値の改善状況に連動

【従来型委託方式】



【PFS】

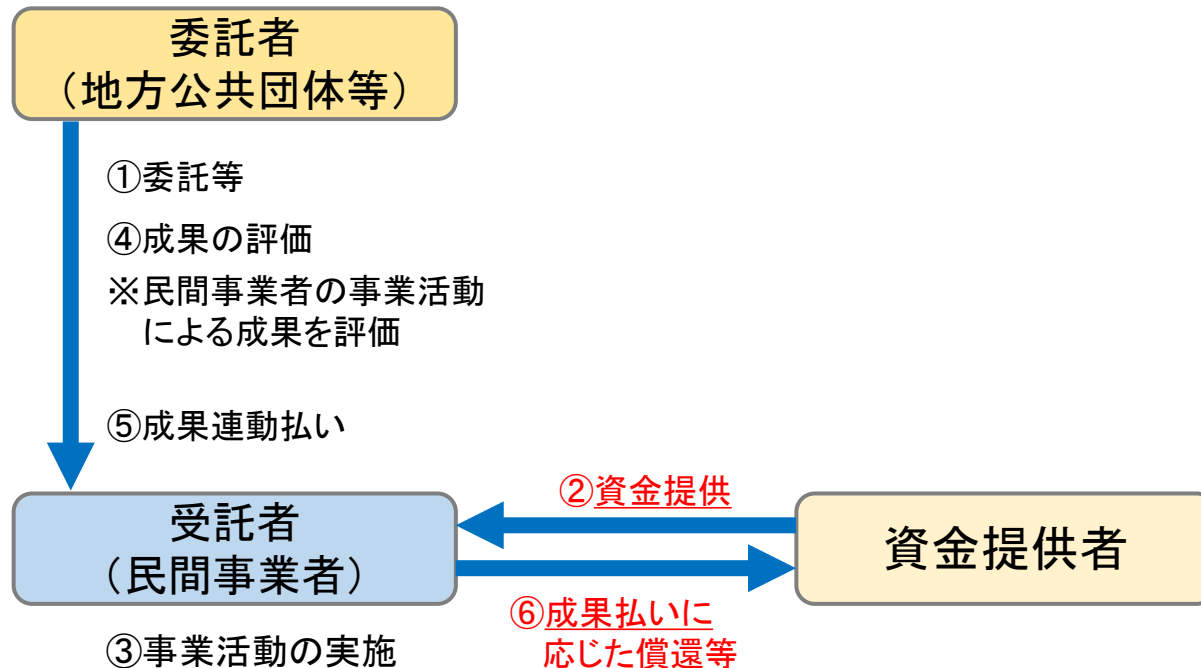


ソーシャル・インパクト・ボンド(SIB: Social Impact Bond)の概要



- ソーシャル・インパクト・ボンド(SIB)によるPFS事業は、当該事業にかかる資金調達を金融機関等の資金提供者から行い、その償還等を成果指標値の改善状況に連動した地方公共団体等からのPFS事業の支払額等に応じて行われるもの
- SIBによるPFS事業の主なメリット
 - ① 成果連動リスクの大きな事業の実施が可能となること
 - ② 成果連動リスクを負うことが難しい中小企業等が事業に参加することが可能となること
- SIBによるPFS事業においては、資金調達における金融機関等への手数料、SPCを設立する場合の諸費用等、追加的な費用がかかることに配慮の上、案件形成等を進めることが必要

【SIB】



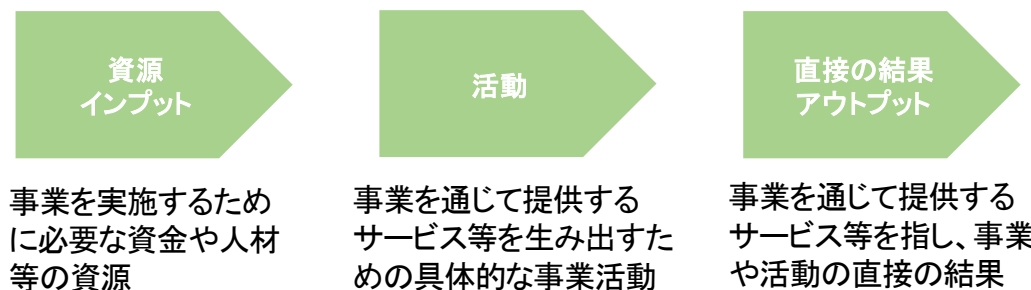
従来型委託方式とPFSの比較



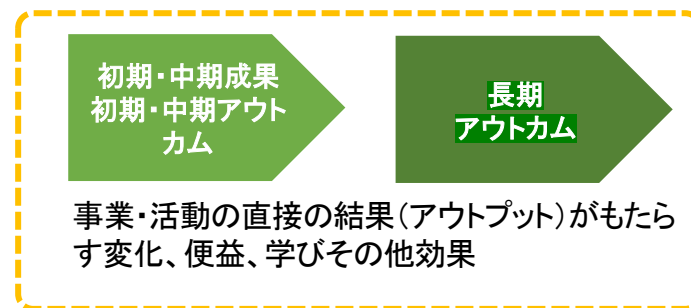
項目	従来型委託方式	PFS
事業活動の裁量の程度	事業活動の実施方法を仕様書に定めるため、受託者(民間事業者)の裁量は小さい	達成すべき成果指標値の改善状況が指定され、そのための事業活動の実施方法については、 <u>民間事業者に一定の裁量を付与する</u>
終了時の評価(検査)方法	仕様書に定める事業活動の実施方法に則り業務を実施したか、成果物が仕様を満たしているかを検査する	民間事業者の事業活動により、 <u>どれだけ成果指標値が改善したかを評価</u> する(固定払いがある場合、その支払いに対する検査は行われる)
事業における支払額	成果に関わらず、プロセスに対して支払うため、予め定めた額となる(受託者(民間事業者)が支出した費用に基づく精算払いもある)	評価の結果、成果指標値の改善状況により変動する
事業におけるリスク負担	事業目標の達成に係るリスクは地方公共団体等が負担する	成果連動リスクを民間事業者が負担することで、 <u>事業目標の達成に係るリスクの一部を民間事業者が負担</u> する
成果を高めることに対するインセンティブ	成果をより高めるインセンティブは不明確	成果指標値の改善状況に対し支払額が連動するため、 <u>成果指標値をより改善するインセンティブが効果的に働く</u>



PFSにおける「成果」とは？



PFSにおける「成果」

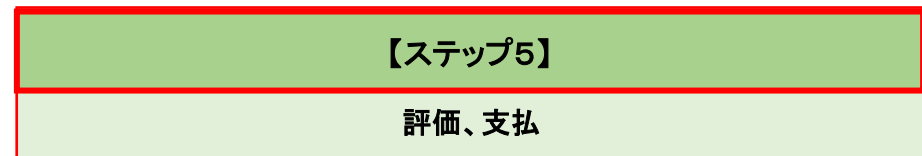
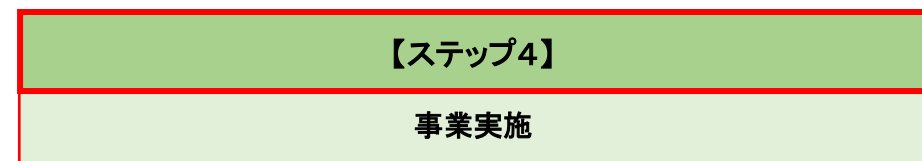
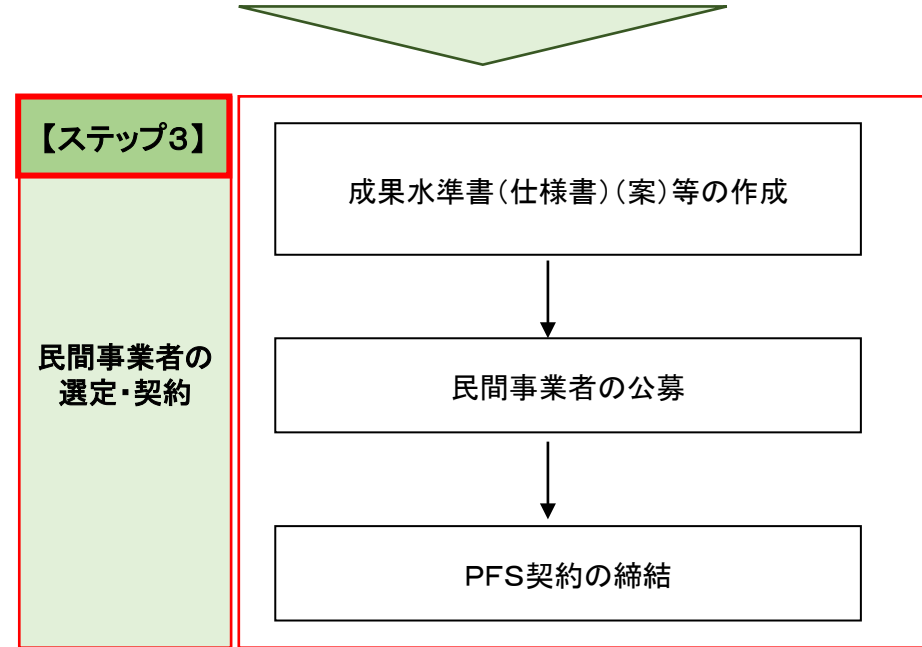
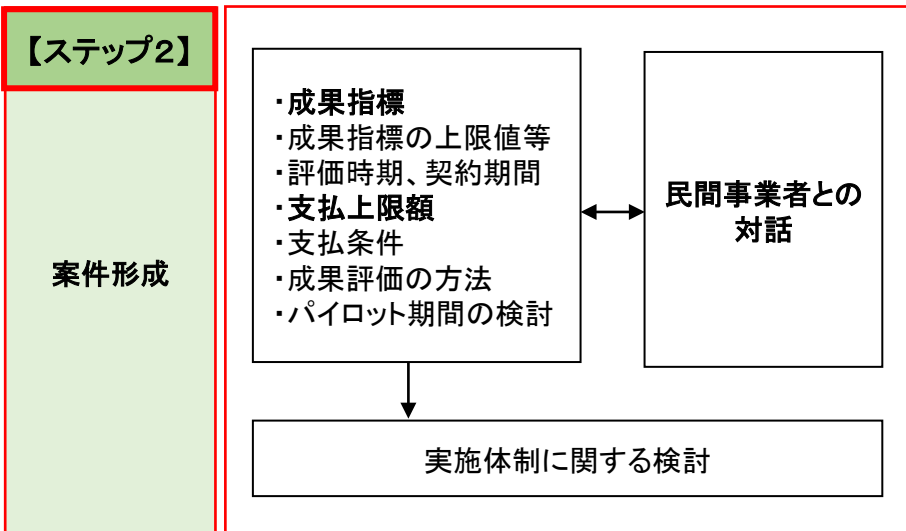
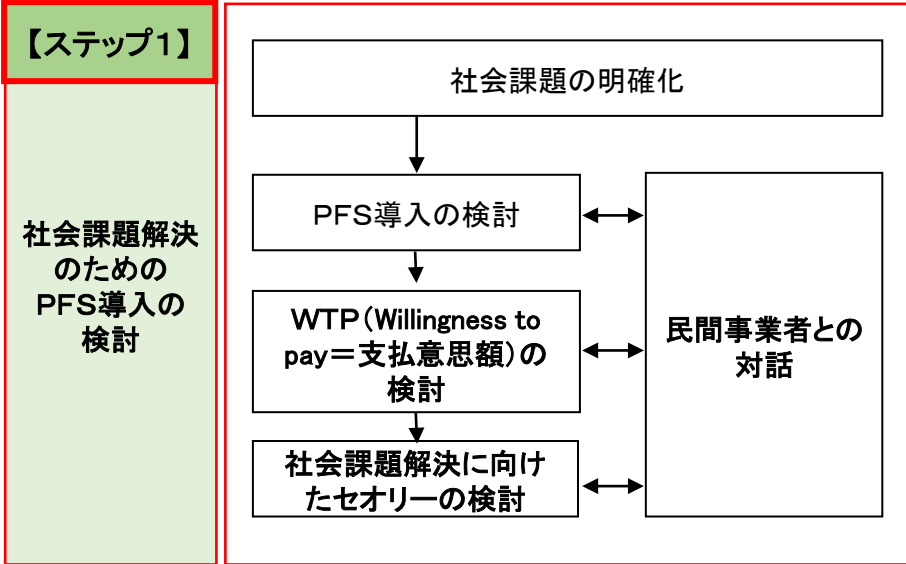


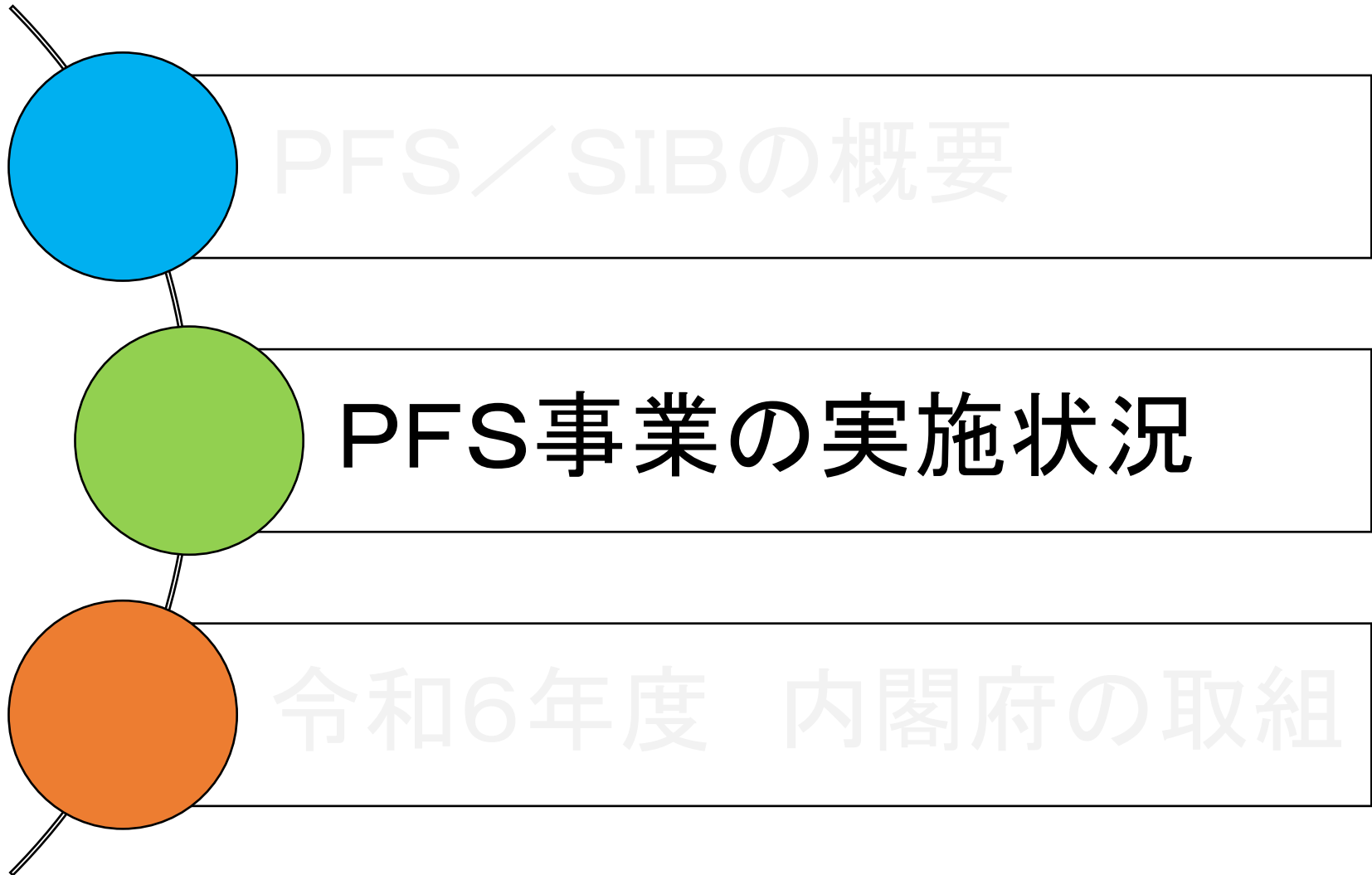
(出典)PwCあらた有限責任監査法人作成「社会的インパクト評価実践研修ロジック・モデル作成の手引き」(2017)をもとに作成

分野	アウトプットにあたる成果指標の例	アウトカムにあたる成果指標の例
医療・健康	<ul style="list-style-type: none"> ・保健指導の実施回数 ・検診等の受診勧奨数 ・生活習慣の改善セミナーの実施回数 	<ul style="list-style-type: none"> ・腎機能値の改善 ・重複服薬等患者の改善、削減薬剤数 ・生活習慣の改善、平均歩数の増加 ・BMIの改善、体重減少 ・禁煙の継続
介護	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防プログラム実施回数 	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援・要介護者の、要介護度の改善維持 ・MMSE(認知症スクリーニング検査)の改善
再犯防止、社会復帰支援	<ul style="list-style-type: none"> ・再犯防止のための就労支援実施回数 ・ひきこもり支援の相談受付数 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者の再犯率 ・対象者の自立に向けたステップアップ状況
まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・起業支援セミナー実施回数 ・にぎわい創出のためのイベント開催数 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規起業家数 ・住民満足度



PFS事業実施のプロセス（実施手続きと各段階での主な検討内容）

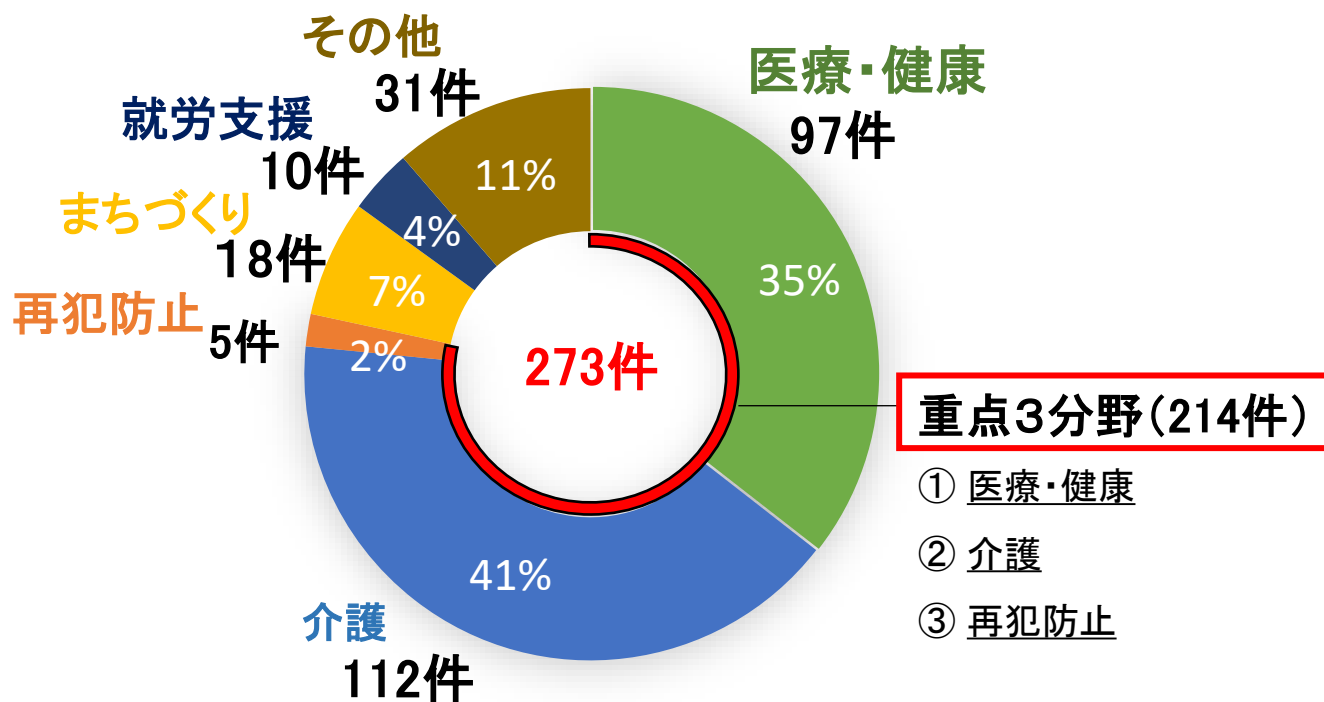






- 273件のPFS事業が実施、うち SIBは6%程度
- 134団体がPFSを活用、うち 114団体が重点3分野
(医療・健康、介護、再犯防止)

【国内のPFS事例(案件数)】





	分野	事業名	自治体名
①	医療・健康	大腸がん検診・精密検査受診率向上事業	東京都八王子市
②	介護	介護予防「あ・し・た」プロジェクト	大阪府堺市
③	まちづくり	SIBによる前橋市アーバンデザイン推進業務	群馬県前橋市
④	社会参加 (就労等支援)	古河市参加型支援事業	茨城県古河市
⑤	環境	環境配慮型行動促進モデル事業	愛知県名古屋市

事業例① 大腸がん検診・精密検査受診率向上事業(東京都八王子市)



社会的課題	様々な受診勧奨を実施しているものの、未受診、不定期受診者層への対策が課題
事業目標	<ul style="list-style-type: none"> 大腸がんの早期発見・早期治療による市民の健康寿命の延伸 市民・行政双方にとって、医療費負担の抑制
事業対象者	八王子市国民健康保険被保険者で、前年度大腸がん検診未受診者(約6.5万人)のうち、サービス提供者がAIを活用し、受診確率の高い1.2万人を抽出。(市と協議し決定)
成果指標【目標値】	<ul style="list-style-type: none"> ① 大腸がん検診受診率【19%】 ② 精密検査受診率【87%】 ③ 早期がん発見者数【11人】
委託費	0~9,762千円
事業期間	3年間(平成29年度~令和元年度)
受託者	株式会社キャンサーズキャン
PFS事業効果	約39,144千円 (医療費適正化効果)

【オーダーメイドの勧奨通知の例】

氏名 山田太郎 様

生年月日 昭和30年8月1日生

あなたの過去の生活習慣に関する問診結果から最新の研究で確認されている大腸がんにかかるリスクを特定しました。

リスク要因	あなたの問診結果	大腸がんとの関連
60歳以上	✓	確定
飲酒	✓	確定
BMI高い		ほぼ確定
運動不足	✓	ほぼ確定
喫煙		可能性あり
検診未受診	✓	確定

「確定」「ほぼ確定」「可能性あり」とは研究結果の信頼性の強さを表しています。

大腸がん検診を受診してください

日本では約11.5人に1人が大腸がんにかかると言われていて、大腸がんは検診で早期発見できれば約90%以上が治癒します*。

*大腸がん10年生存率(5年生存率)国立がんセンターより

研究結果 確定 がんの罹患数は60歳代で40歳代の約6.7倍にも上昇します。歳を重ねるほどに大腸がんに罹患する可能性は確実に上がります。(国立研究開発法人国立がん研究センターがん対策情報センター)

研究結果 確定 1日あたりの平均アルコール摂取量が23g以上(日本酒1合、ビール大瓶1本程度)飲む人は、お酒を飲まない人と比べると大腸がんにかかるリスクが1.4倍近くになることがわかっています。(Moxou et al. Am J Epidemiol 2008)

研究結果 ほぼ確定 BMI(体重kg÷身長²m)は肥満度を表す体格指数です。適正なBMIは男性で21-27、女性で21-25と言われています。適正値を超えると、BMIが1増加することに大腸がんにかかるリスクは男性で1.03倍、女性で1.02倍上昇することがわかっています。(Matsuo et al. Ann Oncol 2011)

研究結果 ほぼ確定 運動は大腸がんにかかるリスクと関連があります。特に男性の場合、日々の歩行量が1時間よりも長い人が大腸がんにかかる割合は、1時間未満の人とくらべて約0.57倍となる研究もあります。(Takahashi et al. 2007)

研究結果 可能性あり 喫煙者は非喫煙者と比べ、全がんによる死亡のリスクは男性で2倍、女性で1.6倍と推計されています。(Kawanishi et al. J E 2008)

研究結果 確定 大腸がん検診を受けていた人の、大腸がんでの死亡率は、大腸がん検診を受けていなかった人の0.28倍となっていました。(K.-I. Lee et al. 2007)

加齢

飲酒

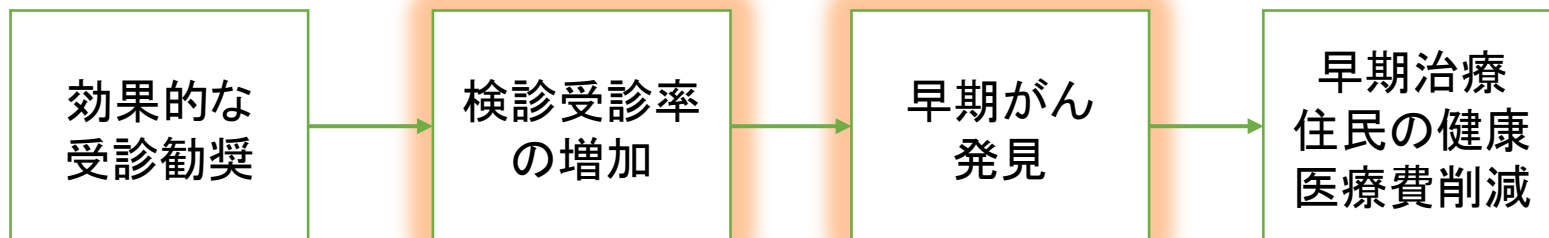
BMI

運動

喫煙

未受診

(出所)八王子医療保険部成人健診課作成
ソーシャル・インパクト・ボンド(SIB)導入モデル 最終報告書【概要版】



事業例② 介護予防「あ・し・た」プロジェクト(大阪府堺市)



社会的課題	要介護認定率が国や大阪府の平均値よりも高く、特に軽度者の割合が高い
事業目標	<ul style="list-style-type: none"> 要介護状態ではない高齢者の介護予防・自立支援を行うことにより、高齢者の生活の質を向上させる。 介護給付費の適正化を図る
事業対象者	市内在住の概ね65歳以上の高齢者のうち、主に要介護認定を受けていない人(普段介護予防の取組を行っていない、または介護予防の取組に無関心な人が望ましい)
成果指標【目標値】	<ul style="list-style-type: none"> ① 事業参加者総数【4,000人】 ② 継続参加人数【500人】 ③ 要介護状態進行遅延人数【500人】
委託費	17,719千円～44,297千円 ※別途、効果検証委託費:10,000千円
事業期間	3年間(令和元年度～令和3年度) ※新型コロナの影響で令和4年度までに延長
受託者	阪急阪神ホールディングス・ライフデザイン阪急阪神事業グループ(阪急阪神ホールディングス株式会社、株式会社ライフデザイン阪急阪神によるコンソーシアム)
PFS事業効果	約118,840千円 (介護給付費適正化効果)

【提供プログラム例】



男・本気のコーヒー教室

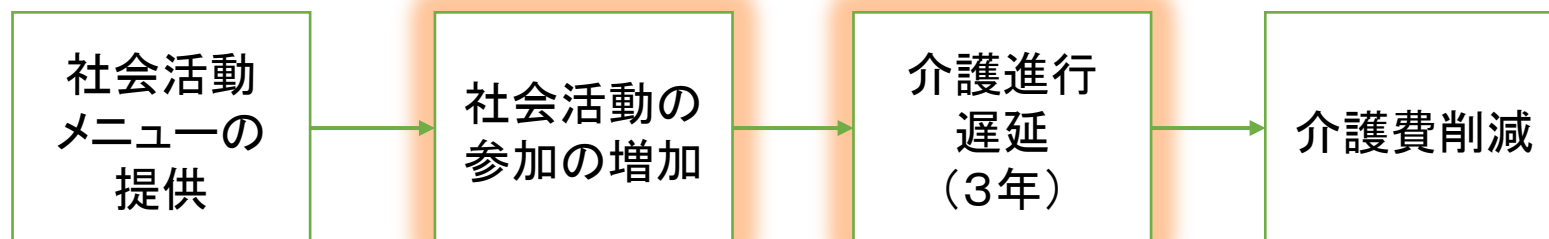


オトン・オカンのみんな元気チアダンス体験教室



身体と頭で地形を楽しむウォーキング

(出所)堺市健康福祉局「堺市介護予防「あ・し・た」プロジェクト」の取組紹介



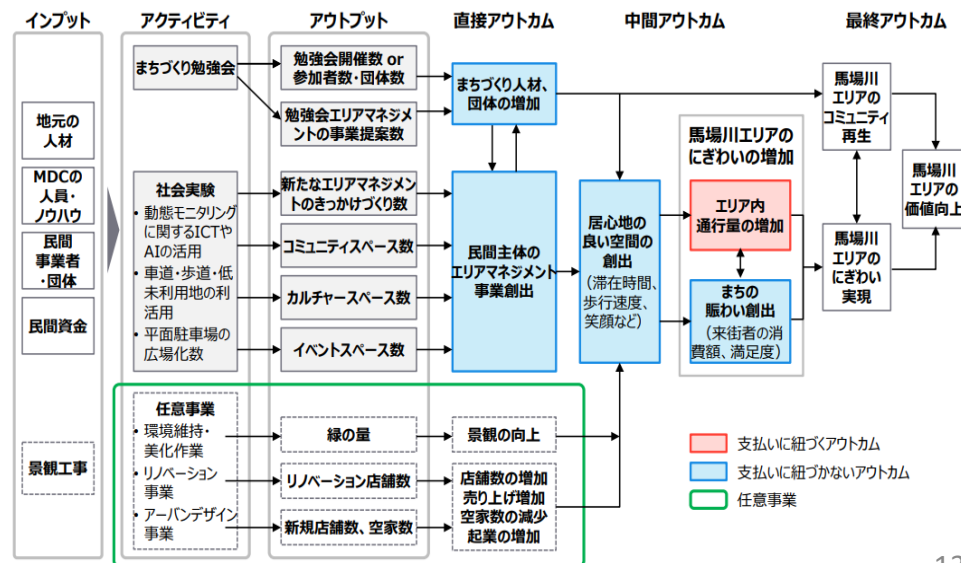
事業例③ SIBによる前橋市アーバンデザイン推進業務(群馬県前橋市)



社会的課題	「遊休不動産の増加」、「商業活動の停滞」、「来街目的の喪失」、「まちの賑わい喪失」などによる市街地の経済活動の低迷による税収減少や地域の魅力低下
事業目標	<ul style="list-style-type: none"> 地域のまちづくり活動の担い手育成 屋外空間利活用を始めとするエリアマネジメント活動によるまちの賑わい創出 地域コミュニティの再生及びエリア価値向上
事業対象者	<ul style="list-style-type: none"> 中心市街地を利用する地域住民 ビジネスパーソン 店舗や不動産オーナーを含むまちづくりを行う上で重要となる利害関係者 近い将来多様な形で関わる人々
成果指標 成果連動分	<ul style="list-style-type: none"> 馬場川エリア内の通行量 <p>※馬場川エリア内の通行量を成果指標とした理由については、アウトカム指標であるまちの賑わい創出と一定の相関があり、蓄積された歩行量の調査データを活用して目標値の設定が可能だったため</p>
成果指標 固定支払分	下記事業内容を行うことで委託の支払いが発生 ※モニタリング指標と位置付けている
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> まちづくり勉強会開催数と参加者数 勉強会エリアマネジメントの事業提案数 新たなエリアマネジメントのきっかけづくり数 コミュニティスペース数 カルチャースペース数 イベントスペース数

実験的評価項目 (支払に紐づかない項目)	<ul style="list-style-type: none"> 居心地の良さ(アンケート) 来街者の消費額(アンケート) 来街者の満足度(アンケート) まちづくり活動の開催数 まちづくり活動の参加者数 滞在時間 アクティビティ数 新規出店数、売上高
委託費	7,400千円～13,100千円
事業期間	3年間(令和3年度～令和5年度) ※エリア内での工事を考慮して令和6年7月まで延長
受託者	一般社団法人前橋デザインコミッション

【ロジックモデル】



事業例④ 古河市参加型支援事業(茨城県古河市)



社会的課題	社会的弱者の内、支援・制度の狭間に取り残されてきた人への支援
事業目標	「社会参加」と「自己実現」を促し、地域共生社会の実現
事業対象者	ひきこもり者、ヤングケアラー、精神的な不調により未就学、未就労、離職状態にある者 等
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> ① 対象者(家族)への延べアクション数 ② 関連機関等との連携延べアクション数 ③ 対象者宅等現地への延べ訪問支援回数 ④ 支援プラン作成件数 ⑤ 【フェーズ1※】から【フェーズ4】までの「目指す成果・事業目標」の達成総数 (※古河市が定める支援対象者の評価の段階) ⑥ 他分野・他機関への送致数 ⑦ 支援機関終了後のフォローアップ
委託費	12,294,700円～15,294,700円
事業期間	【試行期】令和3年12月～令和4年1月(成果連動支払いなし) 【PFS期】令和4年2月～令和6年1月
受託者	株式会社サンオーコミュニケーションズ

【本事業の特徴】
試行期間の設定

- ① PFSの事業期間に、試行期間を含める
- ② 試行後に、事業のあり方、成果指標の適切性・妥当性を判断する
- ③ 本格実施に当たって、成果指標や評価方法の修正を行った上で、本格実施に臨む



全ての課題は把握できないが、
以下の点で検討は有効

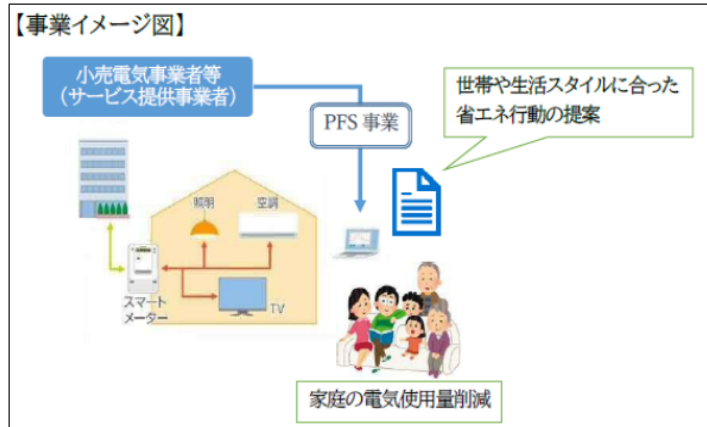
- ✓ 前例のない事業
- ✓ 民間事業者のリスク軽減
- ✓ より現実的な成果指標への見直し

本格実施後も成果指標の見直しが必要な場合もある。

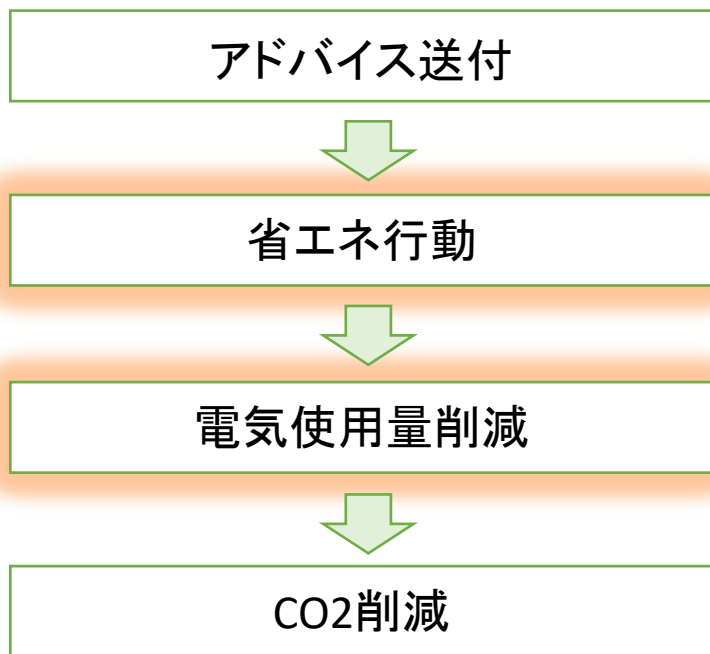
事業例⑤ 環境配慮型行動促進モデル事業(愛知県名古屋市)

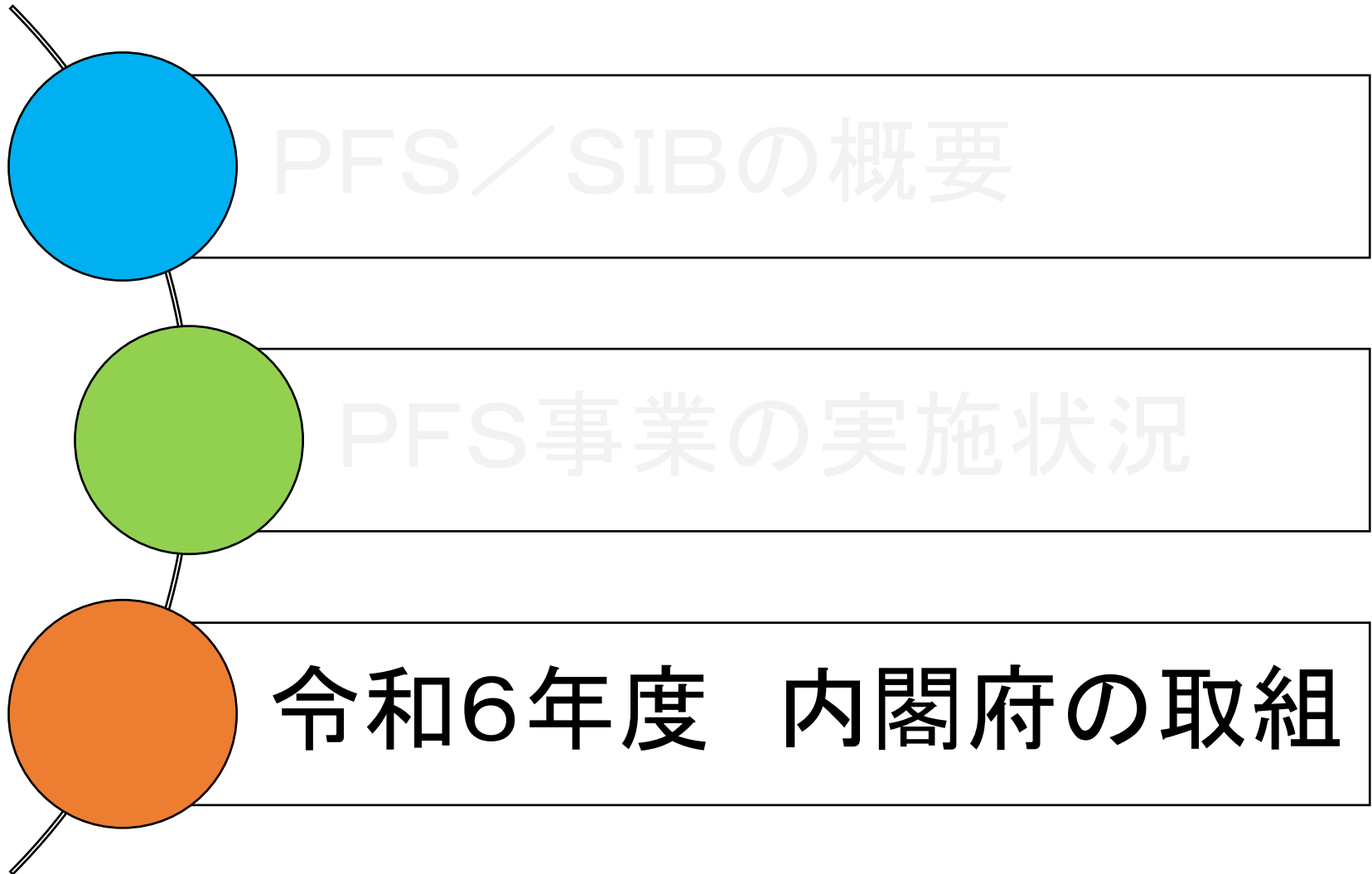


社会的課題	脱炭素社会の実現
事業目標	家庭の電気使用量を減らす環境配慮型行動の促進
事業対象者	小売電気事業者と契約している一般世帯
事業内容	ナッジ手法を活用した省エネに役立つアドバイスを毎月お知らせし、家庭の省エネ行動を促す
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> • アドバイス通知の受取世帯数 • 省エネ行動を理解した世帯割合 • 省エネ行動を実施した世帯割合 • 省エネ行動を習慣化した世帯割合
PFS事業効果	CO2排出削減 (支払には連動しないが、事後評価により電力消費量を確認して効果検証)
委託費	9,000千円～20,000千円
事業期間	2年間(令和5年度～令和6年度)
受託者	中部電力ミライズ株式会社



(出所) 名古屋市HP「令和5年度環境局の主な取り組み」





PFSアクションプラン(令和5年度～7年度)の概要

PFSの普及の現状

- 令和3年度末、100件／82団体でPFS事業が実施。重点3分野(医療・健康、介護、再犯防止)では、65件／66団体で実施。
- PFS事業を検討している地方公共団体は、122団体と一定数見られるものの、多くの団体では未だ導入検討に至っていない。
- これまでの事業は、単年度、小規模のものが半数以上。社会課題の解決に資する本質的なPFS事業の普及は進んでいない。

普及促進の進め方

- 前アクションプランに引き続き、重点3分野の事例を蓄積しつつ、他分野(就労支援、まちづくり、環境など)に横展開を進める。
- 官民連携を通じた社会課題の解決というPFS導入の本来の目的に照らし、「**先導的なPFS事業**」の形成を促進する。
- 地方公共団体等の委託事業に限らず、社会課題を解決し、その成果に応じて収益が生まれる事業の促進について検討する。

普及促進のKPI

令和7年度末までに達成

- PFS事業案件数**(3年間で90件)
- 重点3分野の新規団体数**(3年間で60団体)
医療・健康、介護、再犯防止分野
- 先導的なPFS事業**※の案件を組成

※先導的なPFS事業

TYPE-A(事例蓄積がある領域)

- アウトカム指標に連動した成果支払
- 複数年度事業
- オープンサウンディング／公募
- 専門機関の助言・監修
- 厳密な評価デザイン
- 便益等の推定
- 5000万以上の事業規模

TYPE-B(事例蓄積が少ない領域)

- アウトカム指標に連動した成果支払
- 複数年度事業
- オープンサウンディング／公募
- 専門機関の助言・監修
- モデル性の高い成果指標の設定

具体的な普及促進の施策

分野横断的に取り組む事項

- ガイドラインの改訂、分野別手引きの充実
- 入門事業パッケージの構築
- PFS活用する地方公共団体等に向けた成果評価、行政実務の**専門家派遣**
- 関係府省や研究機関等が連携し**エビデンス環境を充実**
- PFS活用経験者と連携した**新たな普及啓発・推進体制**の構築
- 交付金の拡充、関係府省補助金等との連携など、普及推進へ**戦略的な予算確保**
- PFS事業で得られた知見を、国等の政策立案、予算措置の検討において活用

医療・健康、介護(厚生労働省、経済産業省)

- 案件形成支援及び標準的モデル構築による横展開の推進**
- 大規模実証事業の成果等を踏まえ、支払額等や成果指標の評価の根拠となるエビデンス環境の整備
- 交付金事業を通じたPFS事業の拡大(活用事例の紹介等)

再犯防止(法務省)

- 分野別の手引きを地方公共団体等へ周知、内容を充実
- 地方公共団体が実施する事業につき、PFSの活用を促進し、その導入を支援

多様な主体・分野への展開

- 民間事業者が主体となる新たな成果連動型事業を促進する方策について検討**
- 就労支援・環境・まちづくり等、多様な分野への展開を図る**

アクションプランの総括

- 令和7年度末までに、成果連動の導入を原則とする事業領域、政策、制度を特定するなど、本アクションプランを総括し、その後の政策に活用。**



● PFSに関する普及啓発

- 内閣府PFS室ポータルサイト(<https://www8.cao.go.jp/pfs/index.html>)
- 地方公共団体向けのセミナー、研修会
- **職員研修等への講師派遣**(主催者側にて、旅費交通費(実費)のみご負担いただきます)

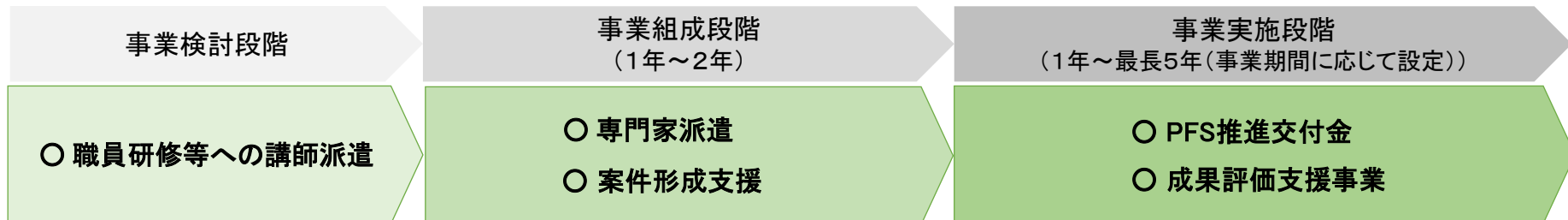
● 案件形成段階での支援

- 個別相談の実施
- **専門家派遣**(派遣費用(謝金、旅費)は内閣府が負担します)
- **案件形成支援**(最長2年の本格支援)
- 官民ニーズ・シーズリスト(随時募集中)
- 関係府省庁へのエビデンス照会

● 事業実施段階での支援

- **PFS推進交付金、成果評価支援事業**

(各メニューのフローイメージ)





PFS事業の案件形成の過程にある地方公共団体に対し、事業案件組成に必要な成果評価や行政実務について専門的知見、ノウハウ、経験を持つ専門家を派遣。原則1回(半日程度)の派遣を想定。派遣費用(謝金、旅費)は内閣府が負担。

相談内容の例

- 検討中の事業にPFSを導入する上での疑問点、課題等に関する相談等
- 事業目標の設定及び具体化に関し、科学的なエビデンスや理論、国内外の参考事例等の情報提供
- 庁内推進体制の構築や検討ルールの整備方法、予算対応、議会对応、庁内合意形成、事業者との契約調整等に関する相談等
- その他(成果指標、評価方法、目標値の設定、社会的便益の推定等)

専門家の例

- PFS事業組成経験のある地方公共団体職員
- PFS事業組成経験のあるコンサルタント事業者
- 大学等の研究機関職員

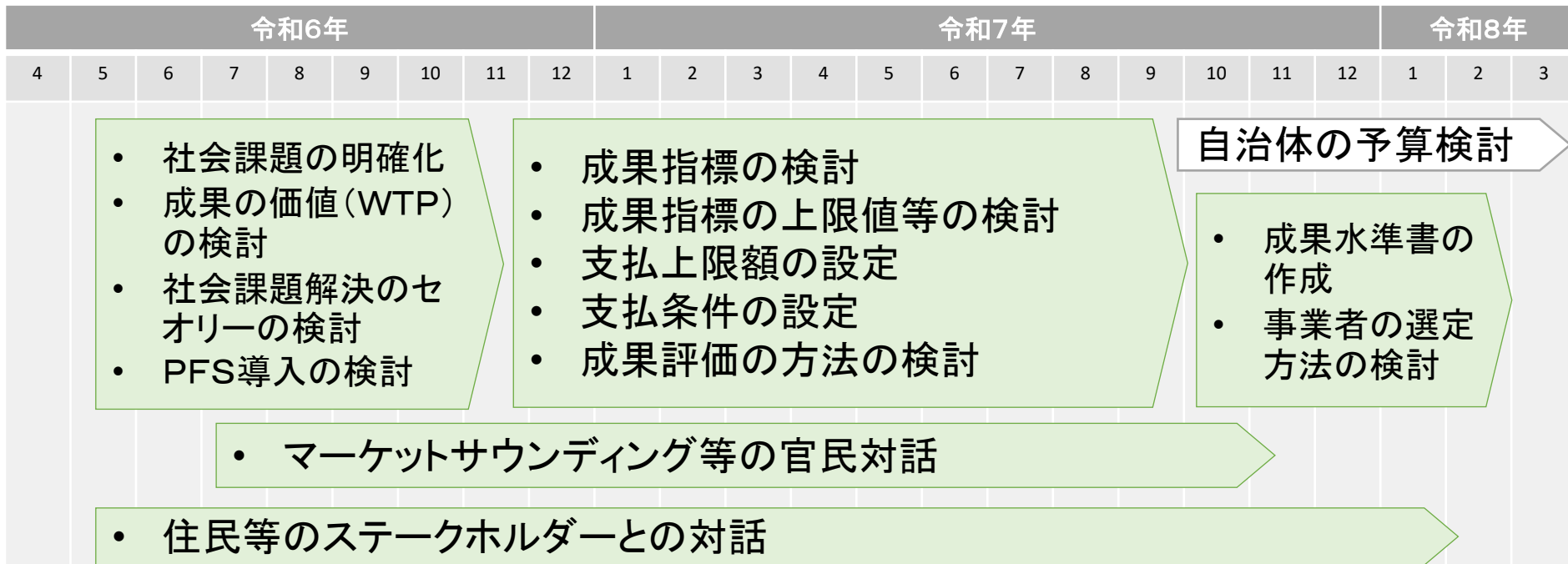


派遣後も内閣府職員が引き続き、相談に応じます。



PFS事業のモデル事業の組成を目的として、令和7、8年度に事業開始予定の自治体(2団体)に対し、**内閣府が契約するコンサルタントを派遣、ハンズオン支援を実施。今年度から支援期間を2年間に拡充。**

(支援イメージ)



R6年度採択事業

旭川市「(仮称)未整備森林所有者の整備意向回答促進を通じた未整備森林の整備促進事業」
 静岡市「(仮称)成果連動型民間委託契約方式(PFS)による総合的就労支援事業」

過去の採択事業 (R5までは支援期間1年間)

- R5 島根県(女性が働きやすい職場環境の整備・子育ての負担軽減)
- R4 山形県寒河江市(婚活支援による人口減少抑止)
- 高知県土佐町(林業関係の産業振興による森林保全)



- PFS事業を実施する地方公共団体に対する複数年の交付金
- 成果評価について、評価の専門機関による支援（内閣府がコンサルを派遣）

補助率・補助限度額等

【成果連動部分】

・補助率：2分の1・・・上限額：4,000万円（但し先導案件の場合、3分の2／上限額5,000万円）

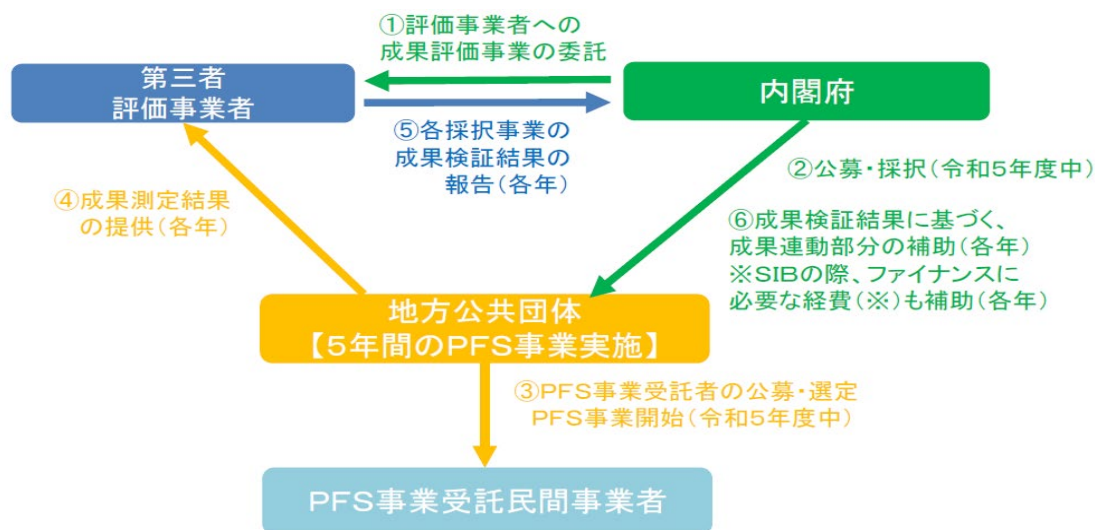
【中間支援事業者の活用費用部分（先導案件のみ）】

・補助率：10分の10・・・上限額1,000万円または総事業費の1割の低い方

【ファイナンス部分（SIBのみ）】

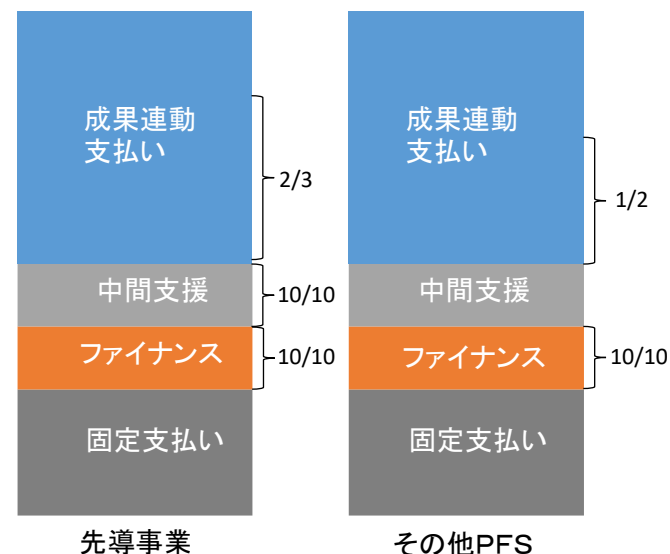
・補助率：10分の10・・・上限額：500万円

【交付スキーム】



※資金提供者による資金を会計分離するために、信託口座等を活用する際に必要な経費

【補助対象】



(ご参考)よくあるご質問



Q) PFS導入のきっかけはどのようなものがあるか。

- ✓ 企画部署からの呼びかけ、事業担当課からのボトムアップ、民間事業者からの事業提案などがあげられます。
- ✓ また、**首長のトップダウンによる関与**により、導入の検討が進む場合もあります。

Q) PFSの定義はあるのか。

- ✓ 特に法令等で定めがあるものではありませんが、内閣府が推進するPFSは、目指す**アウトカムが広く地域・住民に裨益するもの**となる事業であると考えています。
- ✓ 例えば、各種経費の削減額、ふるさと納税額、債権回収における回収額と支払額を連動させる事業等は、本質的なPFSとは異なると考えています。

Q) PFSの導入を検討する際にかかる期間はどれくらいか。

- ✓ 可能性調査開始から事業者選定までを外部専門機関を入れて検討した場合、事業実施までの期間は概ね**1年以上**必要です。



Q) PFS導入に当たって情報収集をしたいが、何を参照すればよいか。

- ✓ 内閣府PFS室ポータルサイトに、**事例集**や**関係省庁のリンク**などを掲載しています。
 - 事例集 <https://www8.cao.go.jp/pfs/jirei.html>
 - 関係省庁リンク <https://www8.cao.go.jp/pfs/link.html>
 - ニーズ・シーズリスト <https://www8.cao.go.jp/pfs/needsseeds.html>

Q) SIBの代表的な事例は何ですか。

- ✓ 東京都八王子市 「大腸がん検診受診率向上事業」(SIB)
- ✓ 兵庫県神戸市 「糖尿病性腎症等重症化予防事業」(SIB)
- ✓ 岡山県岡山市 「SIBを活用した健康ポイント事業」(SIB)
- ✓ 愛知県豊田市 「ずっと元気！プロジェクト」(SIB)
 - 事例集 <https://www8.cao.go.jp/pfs/jirei.html>



Q) PFS導入のための庁内体制はどのようなものか。

- ✓ 一般的には、官民連携や行財政改革等の担当部局、事業所管部局、契約担当部局、予算担当部局等が考えられます。
- ✓ **案件組成をスムーズ**に実施するに当たっては、**組成の初期から、緊密な連絡・調整**を行い、庁内においてPFS導入が円滑に進むよう留意することが重要です。

Q) PFS、SIBは手間や工数がかかるイメージ。そこまで人員を割けない小規模自治体でも取り組むチャンスはあるか。

- ✓ 一から導入可能性調査や案件形成を行うには多大なコストが生じるため、**まずは公表されている先行事例等を参考**にすることが有効と考えられます。内閣府PFS室ポータルサイトにも先行事例等の情報を掲載しています。
 - 事例集 <https://www8.cao.go.jp/pfs/jirei.html>
- ✓ 経済産業省のホームページでは、**大腸がん検診受診勧奨事業と高齢者の社会活動参加事業で事業組成パック**を掲載しているので参考にしてください。
 - 経済産業省ホームページ
https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/seikarenndougataminnkannitakukeyakuhoushiki.html



Q) 成果連動払いの契約について、予算額はどのように設定するのか。

- ✓ PFSの事業経費総額は、一般的に、成果指標値が上限まで改善した場合の支払額（成果連動払いのほか、固定支払いがある場合の事業経費総額は双方の合計額となる）をもって設定します。

Q) 事業経費を確保するため、議会や予算部局への説明はどうしたらよいか。

- ✓ 前問のとおり、PFSの事業経費総額は、一般的に、成果指標値が上限まで改善した場合の支払額をもって設定します。
- ✓ この事業経費総額について、その必要性・妥当性を説明することになりますが、その際に根拠となり得るのは、将来の社会的便益や社会的コスト削減額の算出です。
- ✓ 定量化されていない住民ニーズを評価して価値を特定していくことも考えられるため、その場合の考え方を、WTPとして新ガイドラインに盛り込んでいます。



Q) 事業経費の財源にはどのようなものがあるか。

- ✓ 委託者である地方公共団体の一般財源のほか、サービス利用者による支払い(負担)、寄付(個人、企業・団体によるもの。事業によるリターンがないもの。)、補助金が考えられます。
- ✓ 企業版ふるさと納税を活用した事例もあります。

Q) 事業期間は単年度または複数年度、どのように設定するのが適切か。

- ✓ 通常、事業による最終アウトカムの発現までには、1年以上の比較的長期間がかかります。そのため、成果指標の変化を適切に評価する上で、実施期間を複数年とすることが望ましいと考えています。

Q) 複数年にわたる事業の場合、各年度の支払いはどのように設定するのか。

- ✓ 複数年にわたる債務負担行為を設定した上で、一般的には、当初年度は事業遂行に必要な経費を固定払いとし、後年度に、評価を踏まえて成果連動払いが発生するという支払条件を置く方式が多くとられています。



Q) 専門家派遣制度どのような段階から利用できるのか。

- ✓ **幅広く活用いただけます**が、事前にご相談ください。
- ✓ 庁内勉強会・セミナーへの講師派遣を活用し、PFSの基礎知識を習得してから、案件形成の各段階で、専門家派遣制度を活用することも可能です。

Q) 複数のテーマについて事業検討している場合は相談可能か。

- ✓ 複数のテーマについて各テーマ**導入のためのポイント等**について助言させていただくことも可能です。
まずは一度ご相談ください。
 - 専門家派遣 (<https://www8.cao.go.jp/pfs/senmonka.html>)



Q) 中間支援組織、第三者評価機関とは何ですか。

- ✓ 中間支援組織とは、地方公共団体やサービス提供者との事業関係者の間の調整や、案件形成を実施する役割を担うもので、先行事例では、コンサルティング会社等が担っています。
- ✓ 第三者評価機関とは、成果指標の測定、アウトカム評価のほか、事業活動の有効性等について、第三者の立場から評価する役割を担うもので、大学や研究機関等、または事業内容に関連の深い住民や業界の代表や専門家等で構成する委員会を設置する場合等があります。

Q) 民間事業者、中間支援組織、第三者評価機関について、内閣府に紹介してもらうことはできるか。

- ✓ 民間事業者が持つ社会課題の解決のためのノウハウ(シーズ)について随時募集しており、HPにシーズリストを掲載しています。
 - シーズリスト <https://www8.cao.go.jp/pfs/needsseeds.html>
- ✓ HPの事例集には、実際に支援を実施した中間支援組織や第三者機関の情報も掲載しています。
 - 事例集 <https://www8.cao.go.jp/pfs/jirei.html>



Q) サウンディングを実施する民間事業者に関する情報は、どのように得たらよいか。

- ✓ 事業内容を公表のうえサウンディング事業者の公募を行うことが考えられます。
- ✓ 内閣府のポータルサイトに掲載されているシーズリストから情報収集を行うことが考えられます。
 - シーズリスト <https://www8.cao.go.jp/pfs/needsseeds.html>
- ✓ コンサル等を中間支援組織として案件形成する場合は、中間支援組織に調整してもらうほか、地元の金融機関等と連携したアプローチも考えられます。

Q) 事業の調達にあたり、複数の民間事業者の参入を確保するためのポイントはあるか。

- ✓ 民間事業者はノウハウや知見を豊富に有していることから、広くサウンディングを実施し、情報収集を行うことが重要です。
- ✓ 民間事業者向け説明会を実施するなど、自治体の課題認識等を広く周知することで、事業参入の可能性を高めることも考えられます。

ご清聴ありがとうございました。



内閣府 成果連動型事業推進室

〒100-8914

東京都千代田区永田町1-6-1

中央合同庁舎8号館12階

TEL: 03-6257-1168

URL: <https://www8.cao.go.jp/pfs/index.html>

